

## 保安管理業務外部委託承認の未申請について

自家用電気工作物設置者と電気管理技術者（個人）と法人格の無い任意団体との3者間で契約を結び、保安管理業務外部委託承認を受けて自家用電気工作物を設置している事業場において、電気管理技術者（個人）が変更されていたにも係わらず、新たに保安管理業務委託契約を締結し、保安管理業務外部委託承認申請手続きをしていないことが判明しました。

本件について、原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部四国支部は自家用電気工作物設置者及び電気管理技術者に対して電気事業法に基づく手続きを遵守するよう促し、手続きがなされました。

については、保安管理業務を外部委託している自家用電気工作物設置者は、点検を行っている管理技術者が変更となった場合には、契約を結び直して、再度保安管理業務外部委託承認申請手続きを行う等、電気事業法に基づく手続きに遺漏の無いよう注意してください。

### 参考

#### 自家用電気工作物設置者の義務

自家用電気工作物も含め、事業用設置者には、安全を確保するため主に次の3点の義務が課せられています。このほかには各種の報告や工事計画の事前届出などが求められています。

##### (1)事業用電気工作物の維持/技術基準適合維持（電気事業法第39条）

- ・ 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

##### (2)保安規程の制定、届出、遵守（電気事業法第42条）

- ・ 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用(第五十条の二第一項又は第五十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事)の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。
- ・ 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変

更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- ・ 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

(3)主任技術者の選任、届出（電気事業法第43条）

- ・ 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。
- ・ 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき(前項の許可を受けて選任した場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ・ 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- ・ 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

なお、自家用電気工作物の設置者は、主任技術者免状の交付を受けている者がいない場合には、中国四国産業保安監督部長の承認を受けて、保安管理業務を一定の要件に該当する外部の者に委託することにより、主任技術者の選任に代えることができます。

保安管理業務外部委託承認（電気事業法施行規則第52条第2項）

自家用電気工作物であって、出力千キロワット未満の発電所（原子力発電所を除く。）のみに係る前項の表一、二、三若しくは七の事業場、七千ボルト以下で受電する需要設備のみに係る同表三若しくは七の事業場又は電圧六百ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみに係る同表七の事業場のうち、当該発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託する契約を次条に規定する要件に該当する者と締結しているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたものに係る同表三又は七の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。